

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

## くらしを支える税

第 33 号

平成 24 年 11 月

北見市租税教育推進懇話会

11 月に入り、オホーツク地方もいよいよ本格的な冬到来の時期となり、平野部でも降雪間近な状況となりました。

風邪など引かずに、これからの寒い季節を乗り越えて行きましょう。

ところで 11 月というと、国税庁をはじめ全国の国税局・税務署では、毎年 11 月 11 日から 17 日までの一週間を「税を考える週間」として、税の意義（必要性）、役割（用途）を考えていただくほか、税に対する理解をより深めていただくことを目的とし、いろいろな P R 活動などを行います。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた各種取組について提供を行うこととしております。

### 税の役割と 税務署の仕事

### 税を考える週間

11 月 11 日（日）～17 日（土）

#### 税の役割と税務署の仕事

- ◆イラストでお見せします！ ◆発信しています！
- ◆動画でお見せします！ ◆お聴きしています！
- ◆歩みを紹介します！ ◆お寄せください！



税務行政の現状と取組  
国税庁レポート

税務行政の現状と取組  
国税庁の実績の評価

税について調べる  
(タックスアンサー)

税の学習コーナー

新着情報  
メールマガジン

YouTube チャンネルもぜひご覧ください！

おうちで作成  
ネットで申告  
e-Tax

e-Tax テレビCM

○ 国税庁ホームページ ○ サイトマップ

Copyright © 2011 NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved 国税庁

◎ 国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

#### ○ 税を考える週間の歴史

税を考える週間の始まりは、昭和 29 年に「納税者の声を聞く月間（旬間等）」としてスタートし、昭和 49 年からは納税者のみならず広く国民各層に税を正しく理解していただくための期間として毎年 11 月 11 日から 17 日までの一週間を「税を知る週間」とし、全国的に統一して各種広報施策を実施してきました。

平成 16 年からは「国・地方の財政が極めて厳しい状況にある」ということを知っていただくだけでなく、「租税の意義・役割や税務行政の現状」を説明し、税についてより深く理解していただく必要があるということで、単に税を「知る」だけでなく、能動的に税の仕組みや目的などを考え、『税』について理解を深めていただくことを明確にするために「税を考える週間」に名称変更し、現在に至っております。

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

税のネタ帳(歴史編) ～ 税務署創設当時の国税の納税・徴収について ～【国税庁メールマガジンより】

Q 明治29年に税務署が創設されました。

現在、税務署では適正・公平な課税と徴収の実現に向けていろいろな取組を実施しているところですが、創設当時の税務署は、主に酒税などの間接税や営業税の調査などを担当しており、国税の徴収制度は現在とは異なっていました。



(北見税務署は昭和22年8月開庁、写真の建物は昭和42年12月完成)

それでは、当時の直接税(国税)の納税はどのように行われていたのでしょうか。

A 明治22年の市制町村制の導入及びこれに対応した国税徴収法の公布に伴い、国税徴収の市町村への委託制度が開始されました。

これは市町村が地租及び勅令で定められた国税を徴収し、その税金を国庫へ送付する責任を負うというものでした。市町村は国税徴収を国に代わって行う代わりに、その徴収額に応じて交付金を受け取る(比率は時期によって異なるが当初は4%。ただし、地租はこの対象外)というものでした。

この市町村への国税徴収委託制度は、昭和22年に廃止されました。

つまり、明治29年に税務署が設置された後も直接国税の徴収を担当していたのは、税務署ではなく市町村でした。

ちなみに明治22年以前の国税の徴収制度では、各府県知事が大蔵省(現財務省)から国税徴収を委託されていました。その流れは、まず一定地域内を基準に戸長(現在の町村長に相当)が納税者からの税金を取りまとめ、それを郡区長に提出、郡区長は府県知事に領収書、証明書を提出し、これを受けて知事が大蔵省に報告書を提出することになっていました。

## ○ お知らせ 小学生の税の書道展 及び 小中学生の税の標語展 開催！！

○ 表彰式日時・場所

平成24年11月11日(日) 午前10時～ 北見市端野町公民館

○ 作品展示日程

平成24年11月10日(土)～11月15日(木) 端野町公民館

平成24年11月17日(土)～11月25日(日) まちきた大通ビル「パラボ」5階

平成24年11月27日(火)～12月2日(日) 常呂町中央公民館

平成24年12月4日(火)～12月9日(日) 留辺蘂図書館

### 【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は  
北見税務署 税務広報広聴官  
加賀 貢  
北見市青葉町3番1号  
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。